

【CVA リスク】

【第 8 章の 2 (CVA リスク) 関係】

<CVA リスク相当額の算出対象>

【関連条項】第 270 条の 2 第 ~~2~~1 項

第 270 条の 2-Q1 デフォルト先との派生商品取引について、CVA リスク相当額を算出する必要がありますか。(平成 25 年 3 月 28 日追加、令和 4 年 11 月 30 日修正)

(A)

デフォルト等の事由により、早期解約条項等に抵触した結果、派生商品取引としての特性を失っている取引については、CVA リスク相当額の算出対象から除外することが可能です。

なお、銀行取引約定書等に基づく派生商品取引であって、期限の利益喪失事由に抵触している場合であっても、当該取引が未解約である場合には、CVA リスク相当額を算出することが必要となります。ただし、この場合において、一般的に随時解約可能な状態と考えられる債務者との取引であれば、CVA リスク相当額の算出における満期について、フロアである 1 年とすることが可能です。

<~~CVA リスクのヘッジ手段~~>

~~【関連条項】第 270 条の 3 第 2 項~~

第 270 条の 3-Q1 ~~CVA リスクのヘッジ手段についてヘッジ効果を認識する場合、信用リスク削減手法の要件を充足する必要はありますか。(平成 24 年 6 月 6 日追加)~~ 令和 4 年 11 月 30 日削除

(A)

~~CVA リスク相当額の算出にあたっては、クレジット・デフォルト・スワップ等、同条第 6 項に規定された取引を用いて、ヘッジ効果を認識することが可能となっています。~~

~~このヘッジ手段については、CVA の変動リスクをヘッジすることを目的として取組まれている取引であれば、第六章第五節に規定されている信用リスク削減手法にかかる要件を充足する必要はありません。但し、規制裁定を目的とした内部取引等については、その趣旨に鑑み、ヘッジ効果を認識することはみとめられません。~~

~~なお、CVA リスクのヘッジ手段については、第 10 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額の算出に勘案することは認められません。~~

<標準的リスク測定方式 BA-CVA におけるリスク・ウェイト>

【関連条項】第 270 条の 3 の 3 第 23 項

第 270 条の 3 の 3-Q21 BA-CVA 標準的リスク測定方式でのによる CVA リスク相当額をの算出するにあたり、リスク・ウェイトの適用において留意すべき点は何ですか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 3 月 28 日修正、令和 4 年 11 月 30 日修正)

(A)

標準的リスク測定方式 BA-CVA を用いて CVA リスク相当額を算出する場合、取引相手方の信用力リスクの区分、すなわち、外部格付に応じたリスク・ウェイト掛目を適用することとなります。この場合において、参照すべき適格格付機関やカウンターパーティ取引相手方が複数の異なる外部格付を有している場合の取扱いについては、信用リスクの標準的手法に係る格付の使用基準に準じて取扱うことが適切と考えられます。すなわち、掛目取引相手方の信用力の判定に当たっては、あらかじめ適格格付の使用基準を設けることが必要となるほか、複数の格付がある場合は 2 番目に低い掛目リスク・ウェイトを用いることとなります。

一方で、適格な外部格付を有しないカウンターパーティについては、信用リスク・アセットの計測手法に基づき、掛目を適切に判断することとなります。内部格付手法採用行においては、基本的に全ての債務者について、内部格付制度に基づき債務者格付を付与する一方、当該債務者格付については、それぞれの格付区分について外部格付との対応関係をもたせることが一般的と考えられます。したがって、カウンターパーティの債務者格付に対応した外部格付に係る掛目を適用することとなります。この場合において、債務者格付毎に適用される掛目については、外部格付との対応関係とともに、あらかじめ信用リスク管理指針に規定することが必要となります(注)。

標準的手法採用行においては、内部格付制度を用いて信用リスク・アセットの額を算出することは認められていないことから、債務者格付を付していたとしても対応した掛目を適用することは認められません。この場合、標準的手法の法人等向けエクスポージャーにおいて無格付のエクスポージャーについては、外部格付 BBB 相当(信用リスク区分 4-3)と等しい 100%を適用することとなっていることにかんがみ、外部格付 BBB 格相当(信用リスク区分 1-3)に応じた掛目である 1%を適用することとなります。

(注) ただし、リテール先や一部の中小企業等、外部格付へのマッピングが適切ではないと考えられる相手先については、機械的にマッピングすることが求められるわけではなく、標準的手法採用行の取扱いに準じて一律の掛目を適用することも認められます。

<CVA のマーケット・ヘッジの自己資本規制上の取り扱い>

~~【関連条項】第 270 条の 3 第 1 項、第 11 条、第 22 条、第 34 条、第 45 条~~

第 270 条の 3-Q3 CVA のエクスポージャー変動をヘッジする目的で行うヘッジ手段については、マーケット・リスク相当額の算出から除外することができますか。(平成 31 年 2 月 18 日追加)令和 4 年 11 月 30 日削除

(A)

~~CVA のエクスポージャー変動をヘッジする目的で行うヘッジ手段については、バーゼルⅢにおける「CVA の枠組みの見直し」の実施を見据え、現在、本邦金融機関による CVA の会計上の取扱いやヘッジのあり方が移行期にある状況を踏まえ、CVA の管理を行うデスクにおいて行う取引であって、リスク管理上も CVA のヘッジとして明示的に住組まれたものに限り、当面、CVA リスク相当額の算出に反映されたものとみなして、第 11 条によりマーケット・リスク相当額から除外することを可能とします。~~

~~＜CVA リスクのヘッジ手段＞~~

~~【関連条項】 第 270 条の 3 第 6 項~~

~~第 270 条の 3-Q4 CVA リスクのヘッジ手段として、クレジット・デフォルト・スワップションを用いることは可能ですか。(平成 31 年 2 月 18 日追加) 令和 4 年 11 月 30 日削除~~

~~(A)~~

~~クレジット・デフォルト・スワップションについては、クレジットイベントに付随してオプションの権利が消滅するような、所謂ノックアウト条項が付されていない限り、単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップション及びインデックス・クレジット・デフォルト・スワップションのいずれについても、CVA リスクのヘッジ手段として用いることが可能です。~~

~~ただし、第八章の二第三節に規定する先進的リスク測定方式を採用している場合には、CVA バリュエーション・アット・リスク及び CVA ストレス・バリュエーション・アット・リスクにクレジット・デフォルト・スワップションの非線形リスクを反映する必要があります。~~

~~また、第八章の二第二節に規定する標準的リスク測定方式を採用している場合には、原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、想定元本額とみなします。~~

~~＜取引相手方の親会社・子会社を参照するヘッジ手段＞~~

~~【関連条項】 第 270 条の 3 第 6 項~~

~~第 270 条の 3-Q5 CVA リスクに対するヘッジ手段として、取引相手方の親会社もしくは子会社を参照するクレジット・デフォルト・スワップも、取引相手方に対するヘッジ手段として CVA リスク相当額の算出にヘッジ効果を反映させることができますか。(令和元年 10 月 24 日追加) 令和 4 年 11 月 30 日削除~~

~~(A)~~

~~ヘッジ手段が参照する債務者（以下、「参照債務者」という。）と取引相手方との間に、非常に高い出資割合による資本関係等があること及び保証その他これに類する条項が存在することなど、各金融機関が客観的な基準を自ら定め、当該基準に基づき、参照債務者が取引相手方と実質的に同一とみなせる旨を適切に判断している場合には、そのような債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップは、第 270 条の 3 第 6 項第 3 号に該当する~~

~~と考えられ、取引相手方に対するヘッジ手段として CVA リスク相当額の算出にあたりヘッジ効果を反映させることが可能です。~~

~~＜先進的リスク測定方式＞~~

~~【関連条項】 告示第 270 条の 4~~

第 270 条の 4-Q1 先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出するに当たり、留意すべき点は何ですか。(平成 25 年 3 月 28 日追加) 令和 4 年 11 月 30 日削除

~~(A)~~

~~先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合、予め金融庁長官より承認を受けた内部モデルに基づき、将来時点の期待エクスポージャーの額 (EE) を用いて、信用スプレッドの変動を要因とした CVA の変動に係るマーケット・リスクの額を算出することとなります。~~

~~ここで、内部モデルを用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合には、日次でそのリスク量を計測することが必要となるのに対し、先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合には、必ずしも日次でそのリスク量を計測することは求められていませんが、最低限月次で計測することが必要となります。~~

~~なお、ウインドウ・ドレッシングを防ぐ観点から、CVA リスクを日次で計測している場合にはマーケット・リスク相当額の場合と同様に 60 営業日の平均値をもって、また、CVA リスクを月次で計測している場合には四半期中の各月次計測値 (月末) の平均値をもって、その基準日の CVA バリュエーション・アット・リスク又は CVA ストレス・バリユエーション・アット・リスクとすることが求められます。~~